

○厚生労働省令第二十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 細菌性髄膜炎(第十五号から第十七号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十四～三十九 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならぬものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)(患者が十五歳未満のものに限る。)</p> <p>五～二十一 (略)</p> <p>五～八 (略)</p>	<p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七～十一 (略)</p> <p>十二 細菌性髄膜炎(第十四号から第十六号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十三～三十八 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならぬものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四～二十一 (略)</p> <p>五～八 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

